

成年後見制度市長申立ての報告

熊谷 朗花¹⁾ 宮古 道子²⁾

1) 青森慈恵会病院、2) 三沢市地域包括支援センター

Key Words：①認知症 ②成年後見制度
③市町村長申立て

I. はじめに

当院の認知症病棟は、認知症によって在宅や施設での生活が困難になった方々を対象に、薬物療法や作業療法等を通じて行動障害の緩和や精神の安定を図り、再び在宅や施設で暮らすことができる状態を目指しアプローチしている。しかし、認知症状が軽減されたにもかかわらず、家族が関わりを拒否していたり身寄りがない為に、施設入所等の契約ができない患者様も少なくない。

成年後見制度は、精神上の障害によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、

本人に代わって法的に権限が与えられた代理人が行い、本人が安心して生活できるよう本人を保護し、支援することを目的としており、今後認知症患者にとって活用が期待される制度である。その申立てにあたり、老人福祉法第32条では「市町村長は、六十五歳以上のものにつき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは審判の請求をすることができる」としているが、各市町村によって市町村長申立てに対する積極性にばらつきが見られるのが実情である。

II. 目的

当院入院中の身寄りがない患者様で、A市の協力により成年後見人市長申立てが実現した事例を通し、市町村長申立ての困難さや重要性について考察する。

III. 事例紹介

Bさん、90歳、女性。

22年間、A市の措置で養護老人ホームへ入所していたが、物盗られ妄想による訴えが頻回となり、本年8月に当院認知症治療病棟へ入院となる。

IV. 経過

平成20年6月2日 養護老人ホームより「認知機能の低下が著しく、施設生活につ

	いて検討したい。身内と連絡つかず困っている」と相談あり。 A市福祉事務所より長男へ電話するが、応答なし
平成20年6月12日	主治医より認知症の程度が重く、養護老人ホームレベルではないとの所見が出る A市福祉事務所より長男へ電話するが、応答なし。戸籍照会を行う
平成20年7月3日	長男より応答あり。成年後見開始の審判申立てに同意するとの回答あり A市にて、市長申立てによる後見開始申立てをすることを決裁する
平成20年7月17日	A市職員、養護老人ホーム職員が入院相談へ来院
平成20年8月6日	当院認知症病棟へ入院
平成20年8月25日	当院にて成年後見人申立て用診断書の作成
平成20年9月3日	家庭裁判所へ申立て書類の提出
平成20年10月24日	家庭裁判所より決定通知が届く
平成20年10月29日	成年後見人より、後見人として公告されたとの連絡あり

V. 考察

今回の事例では、養護老人ホームより対処困難なケースであると連絡があつて以降、成年後見開始の申立ての決裁に至るまでに約1ヶ月、決裁から申立てまでに2ヶ月を要している。これは、養護老人ホームから相談があつてからA市が早い段階で戸籍照会へ動いたこと、また長男の居所が分かっても過去の生活歴を考えると、長男からの支援は期待できない可能性があるため、成年後見制度の利用が必要であるとA市が判断したことが、より早い後見開始につながつたと考えられる。

今回のケースでは市の理解も得られたが、未だ市町村長申立てに対する各行政機関の考え方の差は大きく、まだまだ現実的な活用が困難であるのが現状である。しかしながら、特に認知症患者については高齢であることを考えると、急変ということも十分考えられ、申立てに多大な時間を要する時間的余裕はない。患者特性や、施設等との契約の必要性、財産管理の必要性を考慮した上で、身寄りがない方や家族関係が希薄な方については、早急に成年後見人等の申立てにつなげられるよう、各行政機関への働きかけが今後さらに重要となると考えられる。